

高木議員

ヘルプマーク・ヘルプカードの導入について伺います。

精神障害を抱えている人や、義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または、妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としていることが、外見からは分からないことがあります。

さらに、駅や商業施設、スーパーなどで、突発的な出来事に対して、臨機応変に対応できない人や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などが困難な人もいます。

そうした人々が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくする取り組みが「ヘルプマーク」です。

また「ヘルプカード」は、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードです。

これらは、東京都などで普及されています。

電車やバスの中で、席を譲ってもらいたいと感じる人は、外見上障害を抱えた人だけではありません。

疲れやすかったり、同じ姿勢を保ったりすることが困難な人もいます。

このような人は、優先席に座っていると、不審な目で見られストレスを受けることもあります。

あるパニック障害を抱える人は、市内の商業施設でパニックが起き、その場にうずくまってしまったそうです。

その人は、専用の薬を携行しており、薬を飲めば安定しますが、それが出来ずに苦しんだそうです。

そのような時に、「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」があれば、周囲の配慮や援助が促され、大変助かる、と話していました。

広報ふくやま 12 月号には、障害者差別解消法が来春から施行されることが掲載されていますが、意思表示があった場合、負担にならない範囲で配慮を行うことが必要となります。

ヘルプマークやヘルプカードは、そのような時に有効な施策です。

広島県は、ホームページ上で「東京都のヘルプマークを参考として、…今後「あいサポート運動」の中でどういった方法がよいのか検討する」と記載していました。広島県とも連携し、福山市として、ヘルプマークを導入することを求めます。また、「優しさと思いやりを広める」というローズマインドの理念とともに、ヘルプマークの周知徹底を求めます。以上についてお答え下さい。

答弁

高木議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、ヘルプマーク、ヘルプカードの導入についてであります。

ヘルプマーク等の取り組みは、外見では分かりにくい障がい者への支援はもとより、障がいへの理解を進める啓発活動としても、効果があるものと考えております。

しかしながら、導入にあたっては、対象者の範囲や配布方法に検討を要すること、主に外出先での緊急時に使用することから、都道府県など広域で統一した様式により実施することが望ましいものと考えております。

現在、広島県では、障がいの有無にかかわらず、だれもが暮らしやすい共生社会を実現するため、「あいサポート運動」を展開されており、この運動の中で、こういった手法がよいのか、検討されると伺っております。

以上